

令和5年度

特定医療費(指定難病)受給者証の更新のご案内

現在お持ちの受給者証の有効期間は、令和5年9月30日までとなっています。

継続して受給者証の交付を希望される方は、このご案内を確認いただいた上で、更新手続きを行ってください。

目次

1	更新期間	1ページ	7	特例について	9～10ページ
2	更新申請の流れ	2ページ	8	申請書の記入例	11～12ページ
3	更新申請に必要な書類	2～6ページ		◎臨床調査個人票の研究利用に関するご説明	
4	市・県民税の申告について	7ページ		13ページ
5	自己負担上限月額について	8ページ		◎難病患者さんへのお知らせ	
6	更新申請と同時に行う変更手続きについて	8ページ	9	更新申請の問合せ先・提出先	14～15ページ
	16ページ

1 更新期間

令和5年6月1日(木)から7月21日(金)まで

- 更新期間内に全ての申請書類をご提出いただいた場合、9月中旬に審査結果をお知らせする予定です。ただし、審査の状況によっては結果の通知時期が遅れる可能性があります。

【結果の通知時期が遅れる場合の例】

- ・ 提出された書類に不備がある場合
 - ・ 臨床調査個人票の内容について、医療機関への確認が必要となった場合
 - ・ 同一保険世帯内按分(※10ページ)を申請された方で、按分相手の方の審査に時間がかかる場合 等
- 更新期間終了後も、受給者証の有効期間内(令和5年9月29日(金)まで)は更新申請が可能ですが、有効期間内に結果をお知らせできない可能性があります。
 - 10月2日(月)以降に申請された場合、10月2日(月)から申請受理日までの医療費助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

ご注意ください

- 令和5年度の更新においては、有効期間末日(令和5年9月30日)が閉庁日に当たります。このため、下記までに申請されたものを有効期間内の申請と取り扱います。お早めにご申請をお願いします。

【窓口での申請】

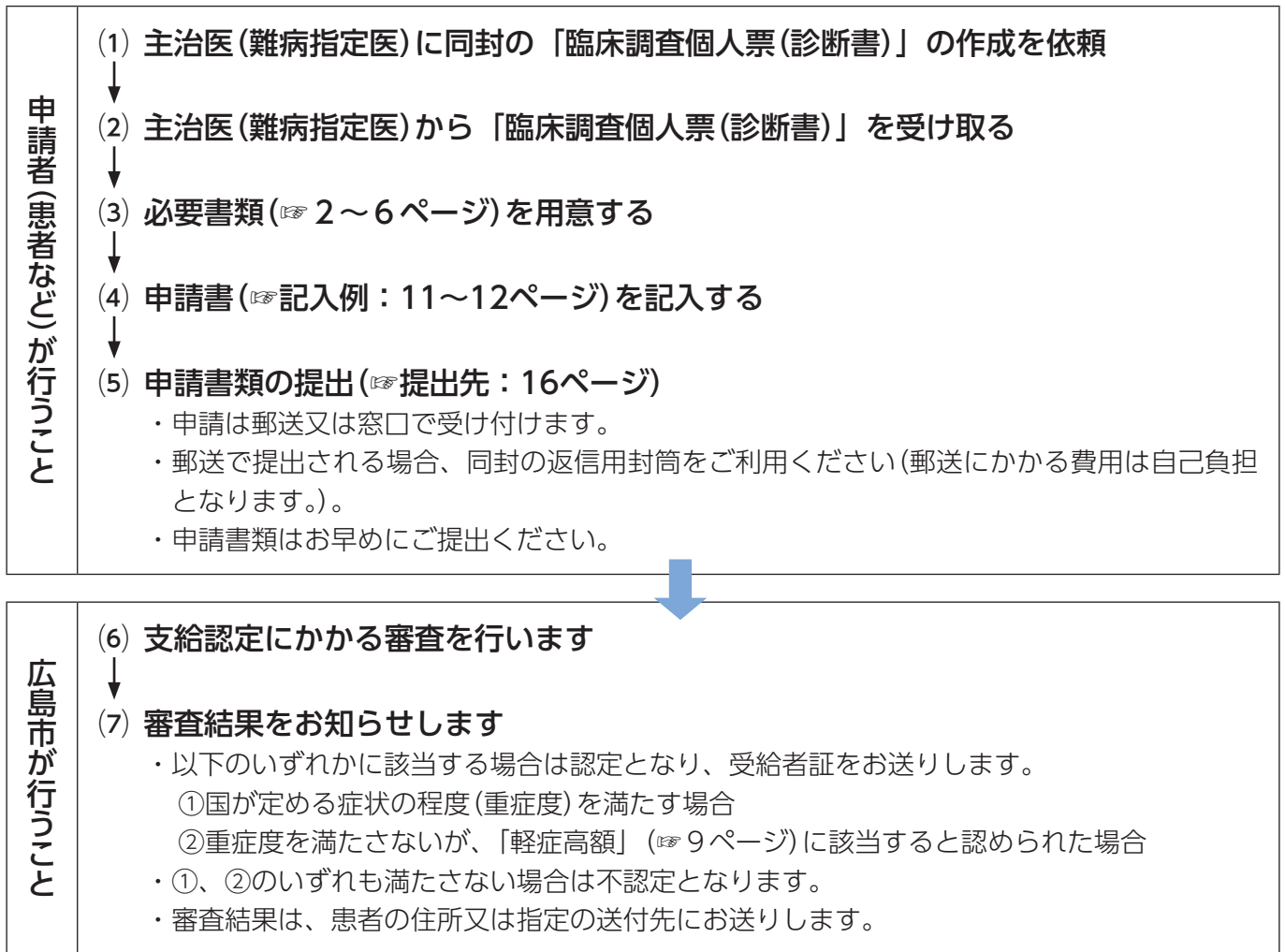
令和5年9月29日(金)の開庁時間(17時15分まで)に申請書等を受け付けたもの

【郵送での申請】

令和5年9月29日(金)までに申請書等が広島市役所本庁舎又は各区役所に到達したもの

- 申請書と臨床調査個人票は必ず一緒にご提出ください。

2 更新申請の流れ



※ 有効期間内に申請した方への更新受給者証の交付が10月1日以降となった場合、受給者証がお手元に届くまでにご自身で負担した助成対象医療費については、償還払いの申請を行うと、当該金額が広島市から返還されます。詳しくはお住まいの区の福祉課障害福祉係又は市の健康推進課(※ 16ページ)にお問い合わせください。

3 更新申請に必要な書類

患者が加入している医療保険の種類によって、必要な書類が異なります。
 詳細は該当するページをご覧ください。

患者が加入している医療保険等	必要書類のページ
国民健康保険、後期高齢者医療保険 (例：広島県国民健康保険、広島県後期高齢者医療広域連合)	3 ページ
被用者保険 (例：全国健康保険協会〇〇支部、〇〇共済組合、〇〇健康保険組合)	4 ページ
国民健康保険組合 (例：医師国民健康保険組合、土木国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合)	5 ページ
生活保護等受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	6 ページ

患者が「国民健康保険」又は「後期高齢者医療保険」 に加入している場合の必要書類

(例) 広島県国民健康保険、広島県後期高齢者医療広域連合

(1) 全員提出が必要なもの		
<input type="checkbox"/>	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	記入例(☞11~12ページ)を参照してください。
<input type="checkbox"/>	同封 ② 臨床調査個人票(診断書)	<ul style="list-style-type: none"> ・作成に時間を要することがあるため、早めに難病指定医にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください)。 ・文書料は自己負担となります。
<input type="checkbox"/>	③ 特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がないと、特例の認定ができない場合があります。
(2) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するとき提出するもの 対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(特例の要件は☞9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	④ 医療費総額を確認できる書類	以下の <u>いずれか</u> の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑤ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります。) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑥ 医療費申告書
(3) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの 対象となる特例：同一保険世帯内按分(特例の要件は☞9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑦ 同一保険世帯内に複数の患者がいることを示す書類	以下の書類を提出してください。 対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー ※上記医療費助成の申請中の方がいる場合は、記入例(☞11~12ページ)を参照してください。

※**①②⑤⑥**の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

※患者と同じ医療保険の加入者に遠隔地被保険者証をお持ちの方がいる場合、提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせ(☞16ページ)ください。

患者が「被用者保険」に加入している場合の必要書類

(例) 全国健康保険協会〇〇支部、〇〇共済組合、〇〇健康保険組合

(1) 全員提出が必要なもの		
<input type="checkbox"/>	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	記入例(※11~12ページ)を参照してください。
<input type="checkbox"/>	同封 ② 臨床調査個人票(診断書)	<ul style="list-style-type: none"> ・作成に時間を要することがあるため、早めに難病指定医にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください。) ・文書料は自己負担となります。
<input type="checkbox"/>	③ 健康保険証のコピー	患者本人分をご提出ください。 (ただし、被保険者氏名が確認できない場合は被保険者分の健康保険証のコピーも必要です。)
<input type="checkbox"/>	④ 特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がないと、特例の認定ができない場合があります。

(2) 被保険者の令和5年度市町村民税が非課税の場合に提出するもの		
<input type="checkbox"/>	⑤ 令和5年度市町村民税・県民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者分をご提出ください。 ・市税事務所又は税務室(※7ページ)で発行できます。

(3) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するとき提出するもの 対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(特例の要件は※9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑥ 医療費総額を確認できる書類	以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑦ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります。) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑧ 医療費申告書

(4) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの 対象となる特例：同一保険世帯内按分(特例の要件は※9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑨ 同一保険世帯内に複数の患者がいることを示す書類	以下の書類を提出してください。 対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー ※上記医療費助成の申請中の方がいる場合は、記入例(※11~12ページ)を参照してください。

※①②⑦⑧の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

患者が「国民健康保険組合」に加入している場合の必要書類

(例) 医師国民健康保険組合、土木建築国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合

(1) 全員提出が必要なもの		
<input type="checkbox"/>	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	記入例(☞11~12ページ)を参照してください。
<input type="checkbox"/>	同封 ② 臨床調査個人票(診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに難病指定医にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください)。 ・文書料は自己負担となります。
<input type="checkbox"/>	③ 健康保険証のコピー	患者本人分と、患者と同じ記号番号の健康保険証をお持ちの方全員分をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	④ 令和5年度市町村民税・県民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)(原本)	・患者本人分と、患者と同じ記号番号の健康保険証をお持ちの方全員分をご提出ください。 ・市税事務所又は税務室(☞7ページ)で発行できます。
<input type="checkbox"/>	⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー	・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がないと、特例の認定ができない場合があります。

(2) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するとき提出するもの 対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(特例の要件は☞9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑥ 医療費総額を確認できる書類	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑦ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑧ 医療費申告書

(3) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの 対象となる特例：同一保険世帯内按分(特例の要件は☞9~10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑨ 同一保険世帯内に複数の患者がいることを示す書類	以下の書類を提出してください。 対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー ※上記医療費助成の申請中の方がいる場合は、記入例(☞11~12ページ)を参照してください。

※①②⑦⑧の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

患者が「生活保護受給者」又は「中国残留邦人等支援給付受給者」の場合の必要書類

(1) 全員提出が必要なもの		
<input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同封</div> ① 特定医療費 (指定難病) 支給認定申請書	記入例 (☞ 11～12ページ) を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同封</div> ② 臨床調査個人票 (診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに難病指定医にご依頼ください (必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください)。
<input type="checkbox"/>	③ 生活保護受給者証等の証明書類	生活保護受給者、中国残留邦人支援給付者であることを証明する書類
(2) 被用者保険に加入している方が提出するもの		
<input type="checkbox"/>	④ 健康保険証のコピー	患者本人分をご提出ください。 (ただし、被保険者氏名が確認できない場合は被保険者分の健康保険証のコピーも必要です。)
<input type="checkbox"/>	⑤ 令和5年度市町村民税・県民税課税台帳記載事項証明書 (所得証明書) (原本)	・被保険者分をご提出ください。 ・市税事務所又は税務室 (☞ 7ページ) で発行できます。
(3) 「軽症高額」を申請するときに提出するもの 対象となる特例：軽症高額 (特例の要件は☞ 9～10ページに記載しています。)		
<input type="checkbox"/>	⑥ 指定難病に関する医療費総額を確認できる書類	以下の <u>いずれか</u> の書類を提出してください。 ・⑦ 軽症高額・高額長期証明書 (文書料がかかる可能性があります) ・明細書のコピー

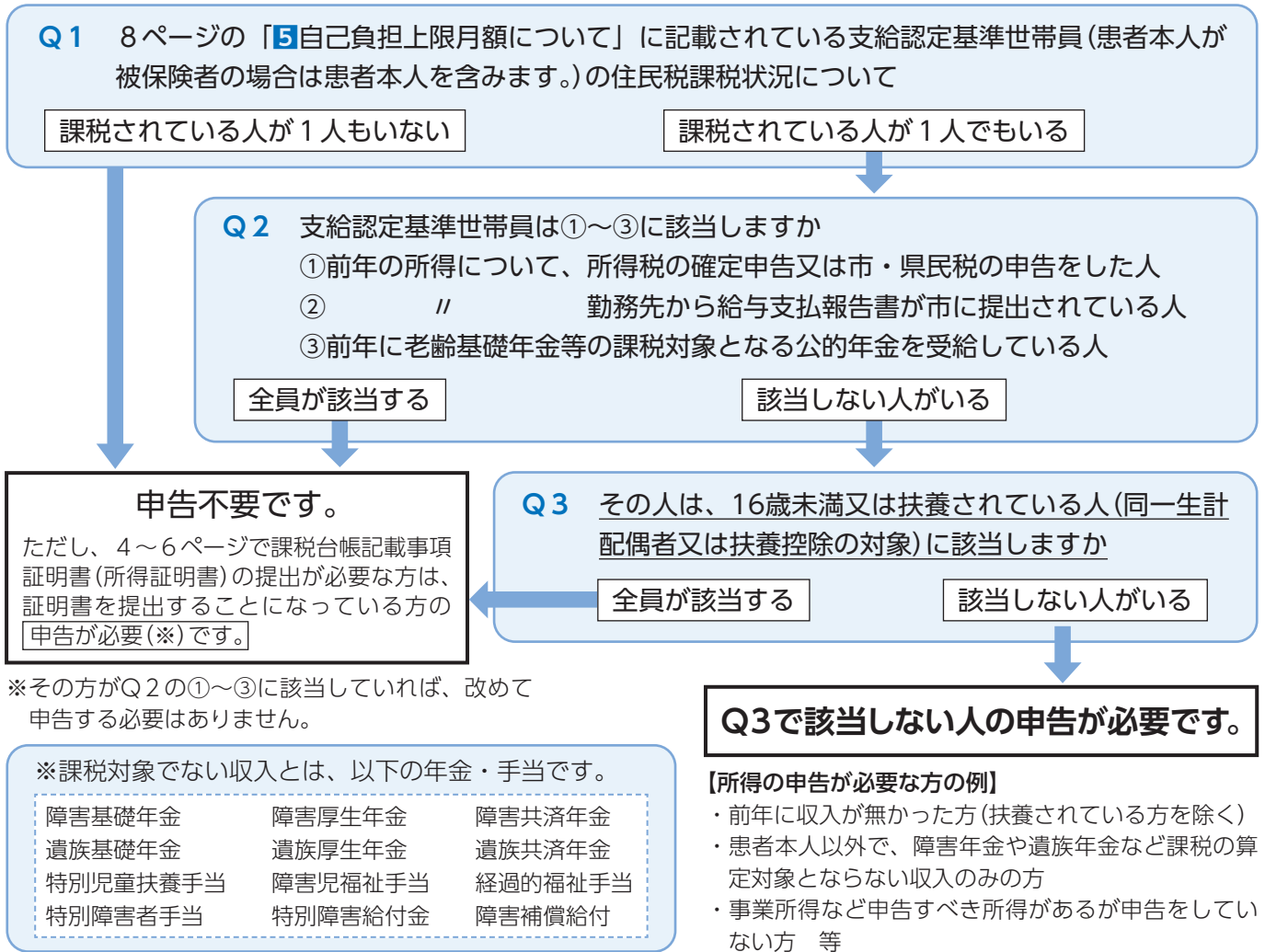
※①②⑦の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください (書類サイズに合わせて切り取る必要はありません)。

4 市・県民税の申告について

受給者証の自己負担上限月額、市町村民税の課税状況等により決定されます。以下の図で、

申告が必要です。に該当する方は、市税事務所市民税係又は税務室に市・県民税の申告書を提出してください。



【各区の市税に関する問合せ先】

※**難病に関するお問い合わせ**及び申告書の提出の要否については、**16ページ**の問合せ先をお願いします。

■市税事務所(中区、東区、西区、安佐南区役所内)

区分	所在地	担当区	担当係	電話番号
中央市税事務所 (中区役所内)	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4-21	中区	第一市民税係	(082)504-2564
		南区	第二市民税係	(082)504-2751
東部市税事務所 (東区役所内)	〒732-8510 東区東蟹屋町9-38	東区	市民税係	(082)568-7719
		安芸区		
西部市税事務所 (西区役所内)	〒733-8530 西区福島町二丁目2-1	西区	第一市民税係	(082)532-0942
		佐伯区	第二市民税係	(082)532-1012
北部市税事務所 (安佐南区役所内)	〒731-0193 安佐南区古市一丁目33-14	安佐南区	第一市民税係	(082)831-4935
		安佐北区	第二市民税係	(082)831-5016

■税務室(南区、安芸区、佐伯区、安佐北区役所内)

区分	所在地	電話番号
南税務室(南区役所内)	〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44	(082)250-8946
安芸税務室(安芸区役所内)	〒736-8501 安芸区船越南三丁目4-36	(082)821-4913
佐伯税務室(佐伯区役所内)	〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5-28	(082)943-9716
安佐北税務室(安佐北区役所内)	〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13	(082)819-3913

5 自己負担上限月額について

患者及び支給認定基準世帯員(※)の市町村民税課税状況等により決定します。

階層区分(基準額)		自己負担上限月額(患者負担割合：2割、外来+入院)		
		一般	《特例》高額かつ長期	《特例》人工呼吸器等装着者
生活保護		0円		0円
市町村民税 非課税世帯	低所得Ⅰ(年収80万円以下)	2,500円		1,000円
	低所得Ⅱ(年収80万円超)	5,000円		
一般所得Ⅰ (市町村民税所得割額7.1万円未満)		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ (市町村民税所得割額7.1万円以上25.1万円未満)		20,000円	10,000円	
上位所得 (市町村民税所得割額25.1万円以上)		30,000円	20,000円	

政令指定都市在住の方の所得割額の標準税率は、県民税4%→2%、市民税6%→8%に改正されていますが、本制度においては改正前の市民税の標準税率(6%)により算出された所得割額を用いて階層区分の決定を行います。

※支給認定基準世帯員は、患者の加入している医療保険ごとに、次のとおりとなります。

国民健康保険、国民健康保険組合の場合
同一保険加入者全員

後期高齢者医療保険の場合
住民票上で同一世帯の後期高齢加入者全員

被用者保険の場合
被保険者

6 更新申請と同時に行う変更手続きについて

お持ちの受給者証の記載事項に変更がある場合、更新申請書に変更後の情報を記載することで、更新申請と同時に変更手続きを行うことができます。

この際、更新後の受給者証だけでなく、更新前の受給者証の変更も必要な場合は、以下のとおり、更新申請書の1の該当欄にチェックをしてください。

このチェックがない場合、変更後の情報は、更新後の受給者証から反映されます。

なお、更新申請後に変更が生じた場合は、お問い合わせ(☎16ページ)ください。

1 次の患者情報、送付先宛名(上部に記載)に変更がある場合、二重線で抹消し赤字で修正してください。			
受給者番号	0061***	電話番号	
住所	〒730- 0042 8565 中区大手町四丁目1-1 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島ビル130号室	082 - 504 - ****	
フリガナ	ヒロシマ イチロウ	生年月日	
氏名	広島 一郎	昭和30年*月*日	
病名	更新前の受給者証の変更が必要な場合は「変更を行う」にチェックをしてください。 (指定医)に記載してもらい、申請書類とともに提出してください。		
加療保険	国民健康保険	医療保険名	記号・番号
		広島市中区	中 543****
※添付書類：被用者保険、国保組合加入者は、健康保険証のコピーを申請書類とともに提出してください。			
上記の患者情報、送付先宛名又は自己負担上限月額に変更がある場合、更新前の受給者証の			
<input checked="" type="checkbox"/> 変更を行う <input type="checkbox"/> 変更を行わない (☑がない場合、更新後の受給者証のみ変更します。詳しくは更新のご案内8ページに記載。)			

「変更を行う」にチェックが必要な場合の具体例

- ・加入医療保険が変わり、受診のために更新前の受給者証についても加入医療保険情報を変更する必要がある場合
- ・所得・収入・支給認定基準世帯員(☎5)が減少し、変更申請をすれば更新前の受給者証の自己負担上限月額(☎5)も減額となる場合
※申請月の翌月1日(申請日が1日の場合はその日)から減額となります。
- ・病名の追加・変更をする場合
※追加・変更をする病名の臨床調査個人票と申請書を併せてご提出ください。
※承認となった場合は、申請書及び臨床調査個人票を受理した日から、医療費助成を開始します。

7 特例について

特例に該当する方は、申請書の特例欄にチェックした上で、必要書類(※2～6ページ)を提出してください。
なお、特例は自動更新されませんので、現在、特例が認定されている方が引き続き認定を受けるためには、改めて申請をしていただく必要があります。

(1) 軽症高額

症状の程度(重症度)が、国が定める基準を満たさない場合でも、申請により以下の要件を満たせば認定され、医療費の助成を受けることができます。

【要件】

申請月以前の12か月以内(※)で、指定難病に関する医療費総額(10割相当額)が33,330円を超える月が3回以上ある。

※指定難病の診断から1年未満の場合、診断月～申請月の期間のみが算定対象です。

【例】令和5年7月に「軽症高額」の申請を行う場合

年	令和4年												令和5年								
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
				この期間で33,330円を超える月が3回以上																	

(2) 高額かつ長期(市町村民税課税世帯のみ)

階層区分が一般Ⅰ・一般Ⅱ・上位の方のうち、以下の要件を満たす方は、申請により自己負担上限月額が減額されます。

【要件】

申請月以前の12か月以内で、指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費総額(10割相当額)が50,000円を超える月が6回以上ある。

※特定医療費の支給期間中の医療費が算定対象となります。また、小児慢性特定疾病については、特定医療費の支給開始前の医療費が算定対象となります。

【例】令和5年8月に「高額かつ長期」の申請を行う場合

年	令和4年												令和5年								
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
				この期間で50,000円を超える月が6回以上																	

(3) 人工呼吸器等装着者

以下の要件を満たす場合、申請により自己負担上限月額が1,000円に減額されます。

【要件】

臨床調査個人票の人工呼吸器に関する事項欄が、以下の①②のいずれかに該当する。

①人工呼吸器を装着しており、以下のア～オを全て満たす。

ア. 使用の有無:「あり」

イ. 離脱の見込み:「なし」

ウ. 種類:「気管切開孔を介した人工呼吸器」又は「鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器」

エ. 施行状況:「一日中施行」

オ. 生活状況:全ての項目において、「部分介助」又は「全介助」又は「不能」

②体外式補助人工心臓を装着している。

(4) 同一保険世帯内按分

以下の要件を満たす場合、同じ保険世帯内の受給者の自己負担上限月額額の合計額が、「世帯内の最も高額な自己負担上限月額」と同額となるよう、申請により各受給者の自己負担上限月額が減額されます。

【要件】

同じ医療保険に加入している世帯員の中に、複数の特定医療費(指定難病)受給者又は小児慢性特定疾病受給者がいる。

【具体例】 ※世帯の階層区分が「上位所得」の場合	按分なし	Aさん:難病【一般:3万円】 Bさん:難病【高額かつ長期:2万円】	世帯:50,000円
	按分あり	Aさん:3万円×(3万円/5万円)=18,000円 Bさん:3万円×(2万円/5万円)=12,000円	世帯:30,000円

自己負担上限額管理票による月ごとの医療費総額の確認方法

特例(※9ページ)の申請で必要となる月ごとの医療費総額は、自己負担上限額管理票において、以下のとおりご確認ください。また、自己負担上限額管理票は医療費の証明書類としてお使いいただけます。

月日	指定医療機関名	医療費総額(10割)	自己負担額	自己負担累積額	印
9/5	●●病院	15,000	3,000	3,000	印
9/5	△△薬局	20,000	2,000	5,000	印
10/18	●●病院	30,000	5,000	5,000	印
10/18	△△薬局	30,000			印
11/2	〇〇訪問看護ステーション(10月分)	50,000			印

※特例の認定において確認する「医療費総額」とは、指定難病の治療等に要した費用の総額(10割相当額)を指します。医療機関等の窓口で実際に支払う自己負担額とは異なりますので、ご注意ください。

特例申請に関するよくあるご質問

- (1) 令和5年7月に申請する場合、「申請月以前の12か月」とはいつからいつまでですか？
⇒ 令和4年8月から令和5年7月までの12か月です。令和4年7月は対象外ですのでご注意ください。
- (2) 現在、特例が認定されていますが、更新後も引き続き特例の認定を受けるためには、更新時に改めて特例の申請をする必要がありますか？
⇒ 特例は自動更新されませんので、更新の度に申請していただく必要があります。
- (3) 昔の受給者証を紛失してしまい、自己負担上限額管理票がありません。特例を申請する場合、医療費の証明書類として何を提出すればよいですか？
⇒ 以下のいずれかの書類を提出してください。
 - ・軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる可能性があります。)
 - ・領収書・明細書のコピー及び医療費申告書
- (4) 特例の申請は更新申請の時でなければできませんか？
⇒ 特例の要件を満たせば更新申請の時でなくても申請できます。その場合、申請月の翌月1日(申請日が1日の場合はその日)から特例が適用となります。詳しくはお問い合わせ(※16ページ)ください。

印字内容に変更がある場合は二重線で抹消し、変更内容を赤字で記入してください。
記入されていない場合は記入してください。

表面3-2で「同一保険世帯内按分」を申請される場合は、受給している助成制度にチェックをしてください。

新規申請中の場合は「申請中」と補記してください。

支給認定基準世帯員(※8ページ)を記入してください。

4の全員が市町村民税非課税の場合は、必ずどちらかにチェックをしてください。(令和4年1月~12月の収入が対象)

(1)で患者本人の年収が80万円以下とした場合、必ずどちらかにチェックをしてください。

ア~コのうち受給しているものがあれば、その年間収入額を記入し、受給額が分かる書類の写しを添付してください。

記載内容を確認の上、どちらかにチェックをしてください。

同意しない事項がある場合は、二重線で抹消してください。

4 患者及び患者と同じ医療保険に加入している人(支給認定基準世帯員)を記入してください。

※患者と同一医療保険の被保険者が広島市外に居住している場合も記入が必要です。

フリガナ 氏名	患者との 続柄	生年月日	本年1月1日時点の住所地が 広島市外の場合に記入してください。	裏面 下記の医療費助成を 受給している場合に チェックしてください。
ヒロシマ イチロウ 広島 一郎	本人	昭和30年*月*日	〒 - 都・道 府・県 市・区 町・村 番 号	<input type="checkbox"/> 小児慢性医療
ヒロシマ ハナコ 広島 花子	妻	大・昭・平・令 31年*月*日	<input type="checkbox"/> 患者本人の住所と同じ 〒 - 都・道 府・県 市・区 町・村 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> 特定医療(指定難病) <input type="checkbox"/> 小児慢性医療
		大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 患者本人の住所と同じ 〒 - 都・道 府・県 市・区 町・村 番 号	<input type="checkbox"/> 特定医療(指定難病) <input type="checkbox"/> 小児慢性医療
		大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 患者本人の住所と同じ 〒 - 都・道 府・県 市・区 町・村 番 号	<input type="checkbox"/> 特定医療(指定難病) <input type="checkbox"/> 小児慢性医療
		大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 患者本人の住所と同じ 〒 - 都・道 府・県 市・区 町・村 番 号	<input type="checkbox"/> 特定医療(指定難病) <input type="checkbox"/> 小児慢性医療

5 収入に関する申し立て

(1) 4に記載した全員が市町村民税非課税の場合はチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 患者本人(※1)の年収(※2)が80万円を超えます。 (低所得Ⅱ(自己負担上限月額5,000円)に該当します。)	⇒(2)は記入不要です。	(※1) 患者本人が18歳未満の場合は、 その保護者 (※2) 年収とは、合計所得金額+課税対象の 公的年金収入額+(2)の合計額
<input checked="" type="checkbox"/> 患者本人(※1)の年収(※2)が80万円以下です。 (低所得Ⅰ(自己負担上限月額2,500円)に該当します。)	⇒(2)に進んでください。	

(2) 該当するものにチェックし、受給がある場合は下線部を記載してください。
(記載内容の不備がある場合や、添付書類の添付がない場合は、低所得Ⅱの認定になります。)

患者本人(※1)はア~コのうち、
 受給しているものはありません。
 [ア、イ] を受給しています。受給額(合計)は [700,531] 円です。

ア~コの記号を記入してください。添付書類:前年の受給額がわかる書類のコピー

ア 障害(基礎・厚生・共済)年金	イ 遺族(基礎・厚生・共済)年金
ウ 寡婦年金	エ 障害手当等年金
キ 特別児童扶養手当	ク 特別障害者手当
	ケ 障害児福祉手当
	コ 経過的福祉手当
	カ 労災等による障害補償

6 申請に当たっての同意事項

① 臨床調査個人票の研究利用について、いずれかにチェックしてください。

(宛先) 厚生労働大臣 様
 私は、指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票が、別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」(▶更新のご案内13ページをご覧ください。)のとおり、指定難病等の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることを同意します。

臨床調査個人票の研究利用に 同意する 同意しない

※チェックがない場合は、同意されたものとみなします。

② 広島市長に対する同意事項について

(宛先) 広島市長 様 次の事項に同意します(同意しない場合、同意しない項目を二重線で抹消してください。)

- ・特定医療費の給付を受けるに当たり必要があるときは、私(又は患者)の医療保険上の所得区分につき、広島市が私(又は患者)の加入する医療保険者から報告を求めること
- ・患者に特定医療費の受給歴がある場合、広島市が医療費を確認し、要件に該当する場合は軽症高額の認定を行うこと
- ・広島市から難病患者支援のための講演会の開催等に関する情報提供や保健指導を受けること
- ・自己負担上限額の決定に当たって、私(又は患者)及び世帯員の市民税の課税状況並びに後期高齢者医療又は国民健康保険への加入情報並びに生活保護及び中国残留邦人等への支援給付の受給情報を、広島市が所有する個人情報により確認すること。また、この確認に係る世帯員全員の同意を得ること
- ・情報連携に当たり必要があるときは、広島市が私(又は患者)及び世帯員の個人番号を調査し、情報連携に用いること
- ・更新申請時に特例の申請を行い、当該特例を適用すると更新前の受給者証の自己負担上限月額が減額となる場合、更新前の受給者証についても変更申請が行われたものとして認定を行うこと

＜臨床調査個人票の研究利用に関するご説明＞

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき、医療に要する費用を支給しています。この制度の申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、同意をいただいた方の「臨床調査個人票」の記載内容をデータベースに登録し、指定難病（小児慢性特定疾病）に関する研究の推進及び政策の立案のための基礎資料としております。

本紙をお読みいただき、データベースに患者さんの「臨床調査個人票」の記載内容を登録すること並びに登録情報を指定難病に関する研究及び政策の立案のための基礎資料として利用することに同意いただける場合は、申請書に署名をお願いします。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。

○個人情報保護について：

臨床調査個人票を研究に利用するに当たっては、審査会において審査の上、以下の提供先に対して、提供することとしておりますが、患者さんを特定できないようにするため、患者さんの氏名や住所等の情報は提供されません。臨床調査研究分野の研究で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることとしております。

研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。

また、データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。

(提供先について)

- ・ 厚生労働省
- ・ 厚生労働省が補助を行う研究事業を実施する者
- ・ 文部科学省が補助を行う研究事業を実施する者
- ・ 都道府県、指定都市
- ・ 上記以外で、厚生労働省が主催する有識者で構成される審査会において、指定難病及び小児慢性特定疾病の研究の推進のために必要であり、提供することが適切であると判断された者

○同意の撤回等について：

この研究への参加について同意をいただいた後も、登録された情報を研究機関等へ提供することについて、同意を撤回することができます。同意撤回後は、データベースに登録されている患者さんのデータが、指定難病に関する研究及び政策の立案のため研究機関や政府機関に提供されることはありません。ただし、すでにデータを提供している場合や提供したデータを用いた研究の成果をすでに公開している場合には、それらの情報は削除できませんので、あらかじめご了承ください。

また、患者さんが同意を撤回した後、登録されているデータを用いることで患者さん本人が利益を得られることが見込まれるような医学的進歩があった場合に、データベースに登録されている同意撤回前のデータの利用について、改めて患者さんに同意をいただく場合があります。そのような場合に備え、患者さんが同意を撤回した後、一度登録したデータはデータベースに保存され続けます。（なお、一度登録したデータをデータベースから削除することもできますが、その場合、上記のような医学的進歩があった際に、データを利用することができず、患者さんが利益を得ることが難しくなる可能性があります。その点をご理解いただいた上、一度登録したデータをデータベースから削除することを希望する場合は、厚生労働省ホームページにて詳細を確認し、必要な手続きをおこなってください。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/nanbyou_kenkyu.html

○データベースに登録される項目：

データベースに登録される項目は臨床調査個人票に記載された項目となります。臨床調査個人票については、以下の URL をご参照ください。患者さんを特定できないようするため、患者さんの氏名や住所といった個人情報は提供されません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

○その他：

研究では、受給者番号等によって過去のデータと紐付けを行い、患者さんの経過（どのような治療を受けて、その後の症状がどうなったか等）を把握することがあります。

難病患者さんへのお知らせ

1 広島市の公共施設利用に関するご案内

広島市の所管する以下の施設において、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方の利用料金を減免していますので、ご利用の際には受給者証をご提示ください(詳しい減免の内容については、各施設にお問い合わせください)。

(令和5年6月1日時点)

施設名(所在地)		電 話	施設名(所在地)		電 話
中区	広島平和記念資料館 (中島町1-2)	241-4004	南区	郷土資料館 (宇品御幸二丁目6-20)	253-6771
	広島城 (基町21-1)	221-7512		現代美術館 (比治山公園1-1)	264-1121
	中央公園ファミリープール (基町4-41)	211-0063	西区	西区スポーツセンター (庚午南二丁目41-1)	272-8211
	5-Daysこども文化科学館 (基町5-83)	222-5346		南観音庭球場・運動広場 (観音新町二丁目90)	293-5900
	映像文化ライブラリー (基町3-1)	223-3525		三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター (三滝本町一丁目73-20)	238-6301
	青少年センター (基町5-61)	228-0447		広島トヨペット交通公園ゴーカート (大芝公園1-50)	230-0260
	広島翔洋テニスコート(中央庭球場) (基町2-18)	224-2191		竜王公園野球場・テニスコート・ エスキーテニス場・卓球場 (竜王町)	237-9880
	コジマホールディングス中区スポーツセンター (千田町三丁目8-12)	241-9355		草津公園野球場 (庚午南二丁目38)	272-6030
	吉島屋内プール (光南五丁目1-53)	249-8591	安佐南区	安佐南区スポーツセンター (伴東三丁目13-16)	848-2411
	吉島体育館 (吉島西三丁目2-11)	240-5003		沼田庭球場・運動広場 (伴北四丁目3987-1)	848-2294
	健康づくりセンター(健康科学館) (千田町三丁目8-6)	246-9100		祇園運動広場 (祇園一丁目85)	871-3368
	江波山気象館 (江波南一丁目40-1)	231-0177		広島広域公園陸上競技場(エディオンスタジアム広島)、補助競技場、第一球技場、第二球技場 (大塚西五丁目)	848-8484
心身障害者福祉センター (光町二丁目1-5)	261-2333	広島広域公園テニスコート (大塚西五丁目2-1)		848-9540	
東区	マエダハウジング東区スポーツセンター (牛田新町一丁目8-3)	222-1860	ヌマジ交通ミュージアム (長楽寺二丁目12-2)	878-6211	
	ひろしんビッグウェーブ(総合屋内プール) (牛田新町一丁目8-3)	222-1860	安佐北区	大和興産安佐北区スポーツセンター (深川二丁目50-1)	843-4999
	森林公園こんちゅう館 (福田町藤ケ丸10173)	899-8964		安佐動物公園 (安佐町大字動物園)	838-1111
	森林公園山城展望台昇降用モノレール (福田町藤ケ丸10173)	899-8241		高陽体育館 (深川六丁目19-15)	845-3221
	戸坂庭球場・運動広場 (戸坂新町三丁目1916)	220-2044		筒瀬運動広場 (安佐町大字筒瀬字岡田10823-4)	838-1020
	南区	南区スポーツセンター (楠那町7-31)	251-7721	寺迫公園野球場・テニスコート・ エスキーテニス場 (真亀一丁目9)	843-1150
南区スポーツセンター 宇品体育館 (宇品海岸三丁目6-54)		255-3022			
南区スポーツセンター 東雲屋内プール (東雲三丁目16-3)		286-6909			
南区スポーツセンター 出島屋内プール (出島一丁目32-92)		254-2891			

施設名(所在地)		電 話
安佐 北区	可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場 (可部町大字勝木1410)	815-5181
	青少年野外活動センター (安佐町大字小河内字一面5135)	835-1444
	見張市民農園・三田市民農園・三国市民農園 (白木町大字井原)・(白木町大字三田)・(安佐町大字久地)	845-4347
安芸区	安芸区スポーツセンター (中野東二丁目3-1)	893-1998
	瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クローカー場・ホースシューズ場・パークゴルフ場 (上瀬野町)	894-3210
佐伯区	佐伯区スポーツセンター (榮々園六丁目1-27)	924-8198
	佐伯区スポーツセンター 湯来体育館 (湯来町大字白砂1215-1)	(0829) 40-5100
	湯来庭球場・運動広場 (湯来町大字和田94-20)	(0829) 40-4899

施設名(所在地)		電 話
佐伯区	湯来南庭球場・運動広場 (湯来町大字白砂1215-1)	(0829) 40-5100 (湯来体育館)
	上河内庭球場・運動広場 (五日市町上河内字中山693-1)	927-3701
	下河内庭球場・運動広場 (五日市町下河内字埴平561)	928-8494
	新宮苑庭球場 (新宮苑9-1)	921-7478
	河内体育館 (五日市町上河内537)	924-8198 (佐伯区スポーツセンター)
	佐伯運動公園テニスコート・卓球場 (五日市町大字保井田)	924-5012
	植物公園 (倉重三丁目495)	922-3600
	広島市国民宿舎湯来ロッジ (湯来町大字多田2563番地1)	(0829) 85-0111
	クアハウス湯の山 (湯来町大字和田443)	(0829) 83-1198

2 療養生活の相談などに関するご案内

難病対策センターひろしま

難病で苦しむ患者さんや、ご家族の皆様の日常生活上の悩み、治療のこと、福祉のことなどのご相談に応じ、安心して療養生活が送れるよう支援を行っています。

どうぞお気軽にご相談ください。(相談無料)

月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

10:00~12:00 / 13:00~16:00

【相談方法】

- ・電話による相談

大人の相談 082-252-3777 (難病専門相談員が相談をお受けします。)

小児の相談 082-256-5558 (小児難病相談員が相談をお受けします。)

- ・来所による相談(電話で予約をお願いします)

- ・オンライン相談(小児難病相談のみ)

- ・メールでの相談

詳しくはホームページをご確認ください

▼難病対策センター ホームページ



【相談の場所】

広島市南区霞1丁目2-3 広島大学病院 臨床管理棟1階

ホームページ: <https://cidc.hiroshima-u.ac.jp>

ホームページには難病に関する講演会・交流会のご案内や、患者・家族の会の情報を掲載しています。

9 更新申請の問合せ先・提出先

申請は、郵送・窓口で受け付けています。

郵送で提出される場合、同封の返信用封筒でご提出ください。
(郵送にかかる費用はご負担ください。)

なお、必要書類などについて、ご不明な点がある場合は、以下の窓口までお問い合わせください。



区	所在地	電話番号
中区 福祉課 障害福祉係	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 (中区地域福祉センター 2階)	TEL504-2588
東区 福祉課 障害福祉係	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター 1階)	TEL568-7734
南区 福祉課 障害福祉係	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館 1階)	TEL250-4132
西区 福祉課 障害福祉係	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区地域福祉センター 1階)	TEL294-6346
安佐南区 福祉課 障害福祉係	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター 2階)	TEL831-4946
安佐北区 福祉課 障害福祉係	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区総合福祉センター 2階)	TEL819-0608
安芸区 福祉課 障害福祉係	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区総合福祉センター 1階)	TEL821-2816
佐伯区 福祉課 障害福祉係	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館 2階)	TEL943-9769
広島市 健康推進課 保健指導係	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 (広島市役所本庁舎 13階)	TEL504-2718